

(別紙)

1. 作物残留に係る登録保留基準値
新規設定分3農薬

農薬の成分(用途)	作物群等	基準値
オキサジアゾン(除草剤)	米	0.1ppm
グルホシネート(除草剤)	第一果菜類	0.1ppm
スピロジクロフェン(殺虫剤)	みかん みかん以外のかんきつ類 第二大粒果実類 小粒果実類	0.1ppm 2ppm 2ppm 5ppm

の農薬については水質汚濁に係る登録保留基準値も併せて設定されている。

変更・追加分6農薬【下線が変更分】

農薬の成分(用途)	作物群等	基準値
イミベンコナゾール(殺菌剤)	みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 <u>大豆</u> 大豆以外の豆類	1ppm 1ppm 1ppm 5ppm <u>0.5ppm</u> 0.1ppm
テブフェノジド(殺虫剤)	<u>小麦以外の麦・雑穀</u> 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 いも類 大豆	<u>5ppm</u> 0.1ppm 1ppm 1ppm 0.1ppm 0.5ppm
ピリプロキシフェン(殺虫剤)	第一大粒果実類 <u>第一果菜類</u> 第二果菜類	0.1ppm <u>5ppm</u> 1ppm
アセキノシル(殺虫剤)	みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 第二果菜類 <u>茶</u>	2ppm 0.1ppm 2ppm 2ppm 1ppm <u>50ppm</u>
チアメトキサム(殺虫剤)	米 みかん みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 第一果菜類 第二果菜類	0.1ppm 0.5ppm 0.5ppm 0.5ppm 1ppm 5ppm 1ppm 0.5ppm

	<u>さや付き未成熟豆類</u> 第一葉菜類 第二葉菜類 いも類 大豆以外の豆類 てんさい 茶	<u>0.5 ppm</u> 1 ppm 2 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 0.1 ppm 15 ppm
シメコナゾール（殺菌剤）	米 みかん みかん以外のかんきつ類 <u>第一大粒果実類</u> 第二大粒果実類 <u>小粒果実類</u> 第二果菜類 第二葉菜類 <u>鱗茎類</u> 大豆 茶	0.1 ppm 0.1 ppm 0.5 ppm <u>1 ppm</u> 0.5 ppm <u>5 ppm</u> 0.5 ppm 0.2 ppm <u>0.1 ppm</u> 0.2 ppm 10 ppm

以上のいずれの基準値の設定、変更・追加のケースにおいても、国民の平均的な食品摂取を前提とすると、作物残留基準値未満の農薬残留量であれば、国民の農薬摂取量は各農薬のADI（一日許容摂取量）の範囲内となる。

2. 水質汚濁に係る農薬登録保留基準値
 新規設定分1農薬

農薬の成分	用途	基準値
オキサジアゾン（除草剤）	殺虫剤	0.09 mg / L

：作物残留に係る登録保留基準値も併せて設定されている。